

未確定事項に直面した監査人の対応

— 文献・制度の評価(1) —

坂 柳 明

1. タイプBの未確定事項 — 構造説明の必要性 —

前稿坂柳(2005)(以下、「前稿」とする。)では、監査論上の概念である「未確定事項」を、以下の[図1]に示すタイプAの未確定事項とタイプBの未確定事項に分けることを主張した。未確定事項をこの2つに分けることによって、それぞれに直面した場合の監査人の対応がどうなるのかを考える必要が出てくるからである。そして、そうした監査人の対応を導く理論フレームワークを構築することで、日本の監査基準(及び関連実務指針)や、それらに影響を与えたと思われる米国の監査基準書や国際監査基準、そして未確定事項に触れた多くの文献のどこが正しくて、どこが間違っているかを評価する軸ができる。そのようにして形成された軸は、監査人が選択し得る対応を考える際に、将来の監査基準設定主体にとっての1つの素材になるし、同時に国を問わず、また時代を問わず、監査基準を評価するための普遍的理論フレームワークである。その構築には、未確定事項を2つのタイプに識別することが必要不可欠である。

【図1】—2つの未確定事項

未確定事項(※)	タイプA	将来に発生する事象の結果が経営者に見積もれず、監査人も経営者のその判断に同意している場合のその項目
	タイプB	将来に発生する事象の結果を財務諸表上で経営者は見積もっているが、その見積もり額が正しいかどうか監査人に判断できない場合のその項目

※：もちろん、将来に発生する事象の結果が将来（の財務諸表）に金額的に重要な影響を与えるものを前提としており、当期の財務諸表についての監査人の対応を決定する上でも、その金額的重要性ゆえに問題になるものを前提にしている。また、「項目」という用語で、(1)：経営者及び監査人が実際に直面する様々な状況そのものを指す場合と、(2)：そうした状況下で、財務諸表監査上問題になる特定の項目を指す場合がある。

前稿で、既にタイプAとBの未確定事項を分けたのであれば、それぞれに直面した監査人の対応がどうなるのかを、その他の監査人の対応の合理性に言及しつつ、論証すればよいのだが、その前にクリアーしなければならないハードルがある。それは、タイプAの未確定事項に比べて、これまで注意が払われてこなかったタイプBの未確定事項の構造を明らかにすることである¹⁾。

1) タイプBの未確定事項の構造が明らかではない、という点以外には、例えば、次のような批判が考えられる。

「タイプBの未確定事項は、将来事象の結果を経営者が見積もった場合に生じるものだから、それは結局「見積もりの監査を行った結果、監査人がその経営者の見積もりが合理的であるかどうか確かめられなかった状況」(※1)であり、「見積もりの監査」の範疇に入るものである。見積もりの監査の範疇に入るのなら、あえて「未確定事項」という概念を持ち出す必要はない。」

この批判は、未確定事項の捉え方に関する批判である。ところが上記※1は、正にタイプBの未確定事項の中身である。なので、上記の批判は、「タイプBの未確定事項」を上記※1と言い換えていないことを問題にしたもの、ということになる。結局「未確定事項」という言葉を使うかどうかを問題にする批判であろう。

前稿で出てきた、あるいは本稿に出てくる「未確定事項」は、一貫して、「監査人の対応決定時点で、将来に起こる事象の結果が監査人に判断できない」点(※2)に注目している。もし、将来事象の結果を監査人が判断できる場合に注目す

タイプBの未確定事項は、監査人がその数値が合理的であるかどうかを判断できない項目であり、前稿、本稿にあるような、監査人の対応決定上、タイプBの未確定事項を考える必要があることを想起させる事例を紹介し、それを[図1]のように「タイプBの未確定事項」という形で一般化して記述すれば、一定数の読者の理解は得られるかもしれない。しかし、事例から離れた一般論のレベルで、タイプBの未確定事項が生じる「構造」が明らかになっているかと

ると、経営者の会計上の対応（例えば、「見積もりができない」との判断、あるいは経営者が認識した特定の見積もり数値）については、監査人の対応は除外事項の有無だけから決まってしまう、難しい問題はなくなる。除外事項と異なる未確定事項の意義、及び未確定事項が監査人の対応にもたらす問題を研究しようとする場合は、将来事象の結果を監査人が判断できる状況に注目する意味がないのである。

未確定事項を扱う際、前段落※2に注目するだけであれば、そこでの経営者の対応までには決まらない。そうすると、経営者が見積もりを行っていた場合に、結果的に筆者は「見積もりの監査」に言及したことにはなる。しかし、監査人の直面する状況の違いによって、その対応が変わってくることを論じ、ひいては既存の監査ルールの合理性を問おうとする筆者の議論にとって、結果的に「見積もりの監査」に言及することが、一体どのような欠陥を生じさせると言うのだろうか。本脚注の最初に示した批判を行う論者は、この点を明らかにして頂きたい。どうしても、「タイプBの未確定事項」という概念を使いたくないのであれば、上記批判中に示された※1、即ちタイプBの未確定事項の中身を共有してもらえれば幸いである。

また、本脚注の最初に示した批判を行う論者は、以下に示すような批判を行うのだろうか。行わないのだとしたら、やはりそれは、タイプBの未確定事項だけを排除しようとする不当な批判であろう。

「タイプAの未確定事項は、将来事象の結果を経営者が見積もれなかった場合に生じるものだから、それは、結局「経営者による見積もりができない場合の監査」の範疇に入るものである。そのような監査の範疇に入るのなら、あえて「未確定事項」という概念を持ち出す必要はない。」

タイプAでもBでも、未確定事項という形の「監査人が直面する状況」と、「監査人の監査の態様（形態）」は、「前者が与えられて後者が決定される関係」（※3）にあり、後者が前者を包含する関係にはなっていない。そうすると、本脚注の最初に示したような「タイプBの未確定事項」が「見積もりの監査」の範疇に入る旨の批判は、そもそも誤りであることがわかる。もちろん、「タイプBの未確定事項」と「見積もりの監査」の間に上記※3の関係があっても、そのことは、将来事象の結果を監査人が判断できない場合で、なおかつ経営者が見積もりを行っている状況を「未確定事項」と呼ぶことを排除しない。監査人の監査の態様とは独立に、監査人が直面する状況の概念規定が可能だからである。

言えば、少なくとも前稿では明らかになっていないし、前稿で紹介した中西（1963）や本稿で紹介する日下部（1958）、及び未確定事項について触れた多くの文献でも、明らかになっていない。本稿は、先行研究で明らかになっていなかった、タイプBの未確定事項がどのような場面で生じるのか、を明らかにする。この作業によって、タイプBの未確定事項がより多くの読者に浸透し、研究者・実務家間で共有され、日本及び海外の既存の監査ルールのどこに問題があり、問題がないのはどこなのかを理論的に探る視点が、一層鋭くなると思われる。

タイプBの未確定事項の構造を解明するにあたって、本稿の視点を予め示しておいた方が読者にとって有益であろう。それは、経営者及び監査人が直面する見積もり数値の候補が1つなのか、それとも複数なのか、という点である。詳しくは後述するが、タイプBの未確定事項は、経営者がある見積もり数値を選択した場合に、その見積もり数値が監査人の直面する見積もり数値のうちの1つであった場合に生じ、タイプAの未確定事項は、経営者も監査人も、将来事象の結果についての見積もり数値の候補が複数ある場合に生じることを指摘する。

本稿の構成は、以下の通りである。2節では、前稿では紹介できなかった、タイプBの未確定事項を想起させる事例と文献を紹介する。続く3節では、経営者と監査人が見積もり数値の候補が複数ある状況に直面する場合に焦点を当て、タイプAの未確定事項の構造、そして見積もりに関して除外事項が生じる構造との対比で、タイプBの未確定事項が生じるメカニズムを明らかにする。

タイプBの未確定事項の一般構造が明らかになると、それは、前稿で紹介した中西（1963）や、本稿で紹介する日下部（1958）のような、タイプBの未確定事項に言及していると解釈できる文献に対して、確固とした理論的基盤を提供できることになる。また、タイプA・Bの未確定事項の構造、そして見積もりの監査に関する除外事項の構造を網羅的に示す本稿の理論フレームワークによって、タイプBの未確定事項に対して否定的な林（2005,70）の議論や、想定できるその他の批判のどこが正しくて、どこが間違っているのかを見極めることができる。3節では、以上の点について触れる。

最後の4節では、本稿のまとめを行う。そして、本稿が監査論研究に与える貢献と、残された課題について触れる。

2. タイプBの未確定事項の文献と事例

以下では、前稿で紹介できなかったタイプBの未確定事項に関する文献と事例を紹介する。まず、日下部（1958）を見てみよう。

2-1 日下部（1958,359）の検討

「…例えば、軍需品などを多量に政府へ納入したが、決算日までに政府の買上価格が決定しないため売上勘定へ計上することができない場合には、たとえ見積価格で損益計算書を作成しても、それは後日大幅に修正されるかもしれず、当期損益の計算などに大きな影響が及ぶと想像される。このように基本的な重要項目および重要金額が未確定であるときは、監査人は全般的意見を差控えるべきである。」(傍線筆者)

まず、「決算日までに政府の軍需品買上価格が決定しない」という点だが、決算日後に買上価格が決定した場合であっても、理論上、その事実を後発事象として当期の財務諸表に反映できるならば、「確定した」買上価格が売上金額になるので、売上金額として、「見積価格で損益計算書を作成」する余地はない。従って、上記引用は、以上のような場合は想定していないことがわかる。

すると解釈上は、上記「決算日までに政府の軍需品買上価格が決定しない」という記述は、当期の財務諸表の売上金額として確定数値は使えないことに言及している、ということになる。確定数値が使えないと、原理的には経営者は財務諸表を作れないことになるが、そこで、財務諸表作成にあたって「見積価格」という選択肢が経営者に出てくるのである。

次に問題になるのは、経営者が見積価格を使っている場合の監査人の対応である。そこで、次の2点に注目しよう。(1):上記引用は、経営者の見積価格が合理的ではない、と監査人が判断していることを示した記述ではないこと。(2)

：以下の〔図2〕に示す三点を踏まえた、「企業の発表する財務諸表がその企業の財政状態と経営成績を適正に表示しているか否かについて専門家としての全般的意見」（日下部（1958,338））に関して、日下部（1958）は、経営者の主張が正しいかどうか判断できない場合に選択される意見差控（全般的意見の差控）を挙げていること。

この2点を踏まえると、上記引用中の「基本的な重要項目および重要金額が未確定であるとき」とは、経営者の採用した見積価格が正しいかどうか（合理的かどうか）が監査人に判断できない状況、つまり、タイプBの未確定事項に言及していたのではないか、ということがわかる。それでは次に、〔図3〕の Diversified Mortgage Investors, Inc. の1979年監査報告書（LexisNexis Academic より入手）を見てみよう。

〔図2〕 一日下部（1958,337）（1956年12月改訂による監査報告準則 三 財務諸表に対する意見の表明 （一））

- 一．企業が採用する会計処理の原則及び手続が「企業会計原則」に準拠しているか否か。
- 二．企業が採用する会計処理の原則及び手続が当年度も継続して適用されているか否か。
- 三．財務諸表の記載様式及び記載事項に関してとくに準則が設けられている場合には、企業の財務諸表がこれに準拠して作成されているか否か。

【図3】 — Diversified Mortgage Investors, Inc.
1979年監査報告書（必要な部分のみ）

財務諸表の脚注3に示されているように、経営者は、会社（※—筆者注）の抵当貸付金及び不動産投資額を、原価・見積もり正味実現可能価額比較低価法によって評価した。そのような評価額は、通常の事業過程における、その資産の将来の販売価格についての経営者の見積もり額から、将来の開発、マーケティング、そして運搬の見積もり費用を差し引いた金額に基づいており、清算ベースによるものではない。これらの評価額は、監査手続によって確かなものとされたわけではない（not susceptible to substantiation by auditing procedures）多くの主観的な見積もりによって決定されている。資産価値は、多くの主観的な見積もりによって決定されているが、それは、総額49,213,000ドル（予想される損失に対する引当金控除後の金額は、30,984,000ドル）に及ぶ、主として収益を生み出さない貸付金と、2つ目の退職後の住宅用地と関係している。もし、これらの投資額の最終的な実現額が、経営者の見積もり額と著しく異なっていたら、その実現額は、会社の財政状態に重要な影響を及ぼすことがあり得る。

我々の意見では、直近の段落で言及した事項の影響を受けてはいるが（subject to）、添付された財務諸表は、一般に認められた会計原則に準拠し、それは継続的に適用され、1979年及び1978年12月31日時点のDiversified Mortgage Investors, Inc.とその子会社の財政状態、及び同日をもって終了する年度の経営成績及び財政状態の変動を適正に表示している。

※：Diversified Mortgage Investors, Inc.(DMI) のこと。Annual Report の脚注1及び監査報告書を参照頂きたい。

2-2 Diversified Mortgage Investors, Inc. のケースの検討

Diversified Mortgage Investors, Inc.（以下、「Diversified社」とする。）の監査報告書の記載からわかるように、Diversified社の資産は、見積もり額（引当金計上済み（Annual Report 脚注3を参照））に基づいて評価されている。またその評価額に関しては、「監査手続によって確かなものとされたわけではない」（※）との記載がある。※の記載について、Diversified社の監査人ARTHUR ANDERSEN & CO.が、経営者の見積もり評価額を監査上除外事項にした、あるいは見積もり評価額が合理的だと判断したと解釈するのは、無理であろう。

こうした事情から推察すると、Diversified社の経営者は、自身の判断で見積もり評価額を用いて財務諸表を作成してはいるものの、当の監査人は、その数値が合理的であるかどうか判断できなかつたことを意味していることがわかる。前稿で紹介した(163~164頁)監査基準書第2号(AICPA(1974))は、タイプAの未確定事項についてしか規定していなかつた(21~22項)が、このDiversified社の監査報告書は一前稿で紹介したPubco Corporationの1979年監査報告書もそうだが—AICPA(1974)が有効な時代に、タイプBの未確定事項に直面した監査人がsubject to opinionを表明したという意味で、貴重な事例である²⁾。

- 2) 監査報告書の事例を紹介・分析する筆者の研究スタイルに対して、次のような批判がなされる可能性がある。

「本稿のDiversified社の監査報告書や、前稿で紹介したPubco Corporationの監査報告書のように、「タイプBの未確定事項」を提唱するのに都合のよい少数の事例だけを用いるのは、研究方法として不適切である。よって、そうした不適切な研究方法で主張されたタイプBの未確定事項を認めることはできない。」

(※)

まず、「少数の」という点についてであるが、筆者自身、一定数事例を集めたからタイプBの未確定事項が成立する旨の議論は、前稿ではしていないし、本稿以降でもするつもりはない。第一、仮説検証型の研究ではない筆者のような先験的な議論では、どの程度事例数を集めれば、特定の主張が成立するのかを定める基準がない。筆者が集めた事例数より1つ多い数を指定して、筆者の集めた事例数がその数に1つ達していないことを理由に、タイプBの未確定事項を排除するのだとしたら、上記※の批判は、理不尽であろう。

数の大小だけを問題にするのであれば、[図1]のように一般的に記述されたタイプBの未確定事項や、本稿が構築を試みているタイプBの未確定事項の一般構造は、過去、現在、そして将来に渡る「無限個数の」ケースを含むはずである。現時点までに一定数の事例しか存在しなくても、将来に「いくらかでも多く」事例が集まる、と言えるのである。上記※の批判を行う論者には、このような考え方を理解して頂きたい。筆者が行う先験的議論には、事例数に縛られないで特定の主張を行える利点がある。また、実際の監査基準制定上は、一定の事例数が必要との認識があるかもしれないが、そうした行政事情とは独立に、原理的には1つの事例さえあれば、タイプBの未確定事項は一般的な概念として成立するはずであるし、そのような概念を記述できるはずである。

筆者が事例を集めるのは、未確定事項に直面した監査人の対応を導く理論フレームワークを形成するにあたって、監査人が直面すると考えられる状況を網羅することを意図し、そして具体的な素材を提供することで、読者の理解が進むことを期待するからである。そうした状況は、これまでの研究で、そして制度上で

3. タイプBの未確定事項の構造 — 複数の見積もり数値の存在 —

本節は、タイプBの未確定事項がどのようなメカニズムによって生じるのかを示すのであるが、タイプAであってもBであっても、「未確定事項」を問題にする場合、監査人にとって、将来事象の結果が判断できない点は共通である。タイプAとBの未確定事項の違いをもたらすものは、その時経営者がどう対応していたかである。

そうすると、タイプBの未確定事項の構造を解明する上で、まず必要になってくるのは、それと対比される「タイプAの未確定事項の構造」であることがわかる。以下では、タイプAとの違いを意識しながら、タイプBの未確定事項の構造を明らかにしていくことにする。

3-1 複数の見積もり数値に直面する経営者

財務諸表作成にあたって、「(合理的な) 見積もりができる」とは、見積もり数値が「1つに決められる」状況を指しているはずである。そうすると、「(合

見落とされてきた可能性がある。

次に、上記※の批判のうち、「都合のよい事例を集めた」旨の指摘だが、仮に、上に述べたように、これまでの研究や制度で見落とされてきた可能性がある状況を探すが、「都合のよい事例を集めた」と言われるなら、これまで気づかれていなかった状況を反映させるための監査ルールの変更は、不可能であろう。とすれば、上記※の批判は、理不尽なことを言っている。また、そもそも、研究者の問題意識に基づいて集めた事例が「都合のよい」というネガティブな評価を与えられる理由も、筆者にはわからない。上記※の批判をする論者には、その理由説明も必要であろう。

以上、上記※の批判は、筆者の研究スタイルを本当には理解していない批判であり、その意味で不適切であることがわかる。

また、理論研究の素材提供という意味で事例を紹介・分析する筆者の研究方法については、「事例自体が「真の事実」を表しているかどうかがわからない。」旨の批判も考えられる。そのような批判をする論者には、事例を見ないで、[図1]に示した概念や、本稿の未確定事項や除外事項の一般構造を理解して頂きたい。筆者は、監査報告書や財務諸表の脚注に記載されている場面から示唆を得て、例えば、「タイプBの未確定事項」という形の概念形成をするのであるが、それでは、「真の事実」がわからない旨主張する論者は、何を根拠にどのような研究を行うのだろうか。このような批判は、超越的であり、それゆえ非生産的であろう。

理的な)見積もりができない」場合とは、見積もり数値が「1つに決められない」状況を指すことになる。1つに決められないのは、「合理的」と考えられる見積もり数値の候補が複数存在するからであり、そうした事態が生じるのは、財務諸表作成時点までに入手した情報³⁾をもとにして、複数の見積もり数値それぞれの算定を可能にするような将来事象の結果が、経営者に想定されているからであろう⁴⁾。現に、筆者が調査した事例⁵⁾の中でも、「見積もりができない」と経営者が判断したケースの中で、将来事象の結果が経営者に複数想定できる点に言及したと思われるケースがある⁶⁾。

- 3) ここでの「財務諸表作成時点までに入手した情報」については、例えば、三菱鉛筆のケースに見られる返品引当金についての「売上高」や「過去の発生状況」を参照頂きたい。

「販売済製品の返品による損失に備えるため、売上高及び過去の発生状況から必要額を見積って計上している。」(傍線筆者)

(三菱鉛筆1997年個別財務諸表 「重要な会計方針 4. (3)返品引当金」を参照。1997年連結財務諸表 「連結財務諸表作成のための基本となる事項 4. 会計処理基準に関する事項 (3)重要な引当金の計上基準 ハ. 返品引当金」にも、同様の記述が見られる。)

- 4) 本文で問題にしている「複数の見積もり数値」については、将来事象の結果についての想定 a_n (n は自然数) のもとで見積もり数値 e_n が、想定 a_{n+1} のもとで見積もり数値 e_{n+1} がそれぞれ対応していることを意味する。異なる想定のもとで算定された見積もり数値同士については、確率・統計分野でいう期待値を計算することはできないだろう。経営者や監査人が「複数の見積もり数値に直面する状況」は成立するわけである。
- 5) 本稿で紹介する日本の有価証券報告書の事例は、1997年～2004年の範囲(1996年有価証券報告書の内容は、1997年有価証券報告書から入手できるので、それも調査対象に入る。)、様々な検索用語(「見積りは不可能」、「見積もることができない」等の検索用語)を用いて、試行錯誤的に eol DB Tower Service より入手したものである。
- 6) 筆者が調査した事例の中には、「見積もりができない」に至るまでのプロセスが本文で示したケースほど明確ではないと思われるものもある。例えば、以下の金門製作所のケースを参照頂きたい。

「当社は、リストラの一環として関係会社に生産の移管を進めてまいりましたが、東京工場の一部土地(4,281.32㎡)を譲渡することとし、平成10年4月30日トータルハウジング株式会社(本社渋谷区)と1,942,648千円で売買契約を締結いたしました。譲渡益の額につきましては解体費用等の見積りが困難なため記載はしておりません。…」(傍線筆者)

(金門製作所1998年個別財務諸表 「(重要な後発事象) (1)」を参照。1998年連結財務諸表 「企業集団の状況 (5)その他 8.」にも、同様の記述が見られる。)

〔図4〕の岩田屋のケースでは、同社の西新店営業部や、(株)久留米岩田屋の熊本店や日田店について問題になっている将来の「撤退方法」について、注記記載時点で経営者はそれを具体化できなかった。それは、経営者が撤退方法を1つに特定できなかったからであろう。その結果、このケースでは、営業保証金等の額の合理的な見積もりができないと経営者が判断するに至ったと考えられる。

また、〔図5〕の横河ブリッジのケースでは、「為替の変動に伴い工事損益が大きく変動する」ことが問題になっている。将来の為替変動の結果を、経営者は1つに特定できなかったため、最終の工事損益を見積もれないと判断したということになる。

〔図4〕一岩田屋2002年個別財務諸表 「注記事項（貸借対照表関係）4 偶発債務(2) その他の偶発債務」⁷⁾

① 当社西新店営業部の撤退方法の如何によっては、営業補償金及び原状復旧費等の損失が発生する可能性がある。

なお、撤退方法が具体化していないため、損失発生額の合理的な見積りは不可能である。

② 当社の子会社である(株)久留米岩田屋の熊本店及び日田店の撤退方法の如何によっては、同社に営業補償金及び原状復旧費等の損失が発生する可能性がある。これに伴い当社に追加的な子会社清算損失負担が発生する可能性がある。

なお、撤退方法が具体化していないため、損失負担額の合理的な見積りは不可能である。(傍線筆者)

7) 2002年連結財務諸表 「注記事項（連結貸借対照表関係）4 偶発債務 (2) その他の偶発債務」にも、同様の記述が見られる。

[図5] 一横河ブリッジ1996年個別財務諸表 「重要な会計方針 7. 完成工事高の計上基準」⁸⁾

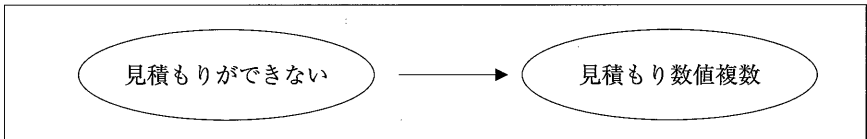
完成工事高は原則として完成引渡基準を採用しているが、工期1年以上、かつ請負金額5億円以上、かつ当期末出来高進捗率50%以上の工事については、外貨建て契約工事を除き工事進行基準を採用している。

...

当期において新たに進行基準適用の外貨建て契約工事が発生したが、長期大型の外貨建て契約工事については、為替の変動に伴い工事損益が大きく変動するため、最終の工事損益を合理的に見積もることができない。このため、工事進行基準の目的である工事の進捗度に応じて適正に按分された期間利益を計上するという観点から、外貨建て契約工事について進行基準を適用することは妥当とは考えられないので、原則基準である完成引渡基準を適用することにした。(傍線筆者)

以上、「将来事象の結果の合理的な見積もりができない」状況では、見積もり数値が複数考えられることを指摘した([図6]を参照)。しかし、逆に、複数の見積もり候補が経営者にあった場合に、経営者は、いつでも「合理的な見積もりができない」と判断するのだろうか。

[図6]

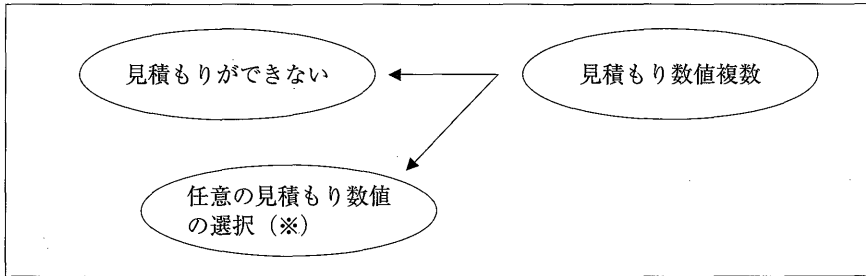


経営者に複数の見積もり数値が想定できるのであれば、論理的には、経営者はその複数の見積もり候補からどれかを選択し、それを「合理的な見積もり数値」とする道があるはずである。もちろん、合理的な見積もりができないとい

8) 1996年連結財務諸表 「連結財務諸表作成のための基本となる事項 4. 会計処理基準に関する事項 (6)その他の会計処理基準 ①完成工事高の計上基準」にも、同様の記述が見られる。

う選択肢も、論理的には排除できない（[図7]を参照）。見積もりができない状況は、複数の見積もり候補があることが前提だが、複数の見積もり数値があっても、それが「見積もりができない」との判断を導くとは限らないわけである。

[図7]



※：ここでの「任意の」とは、もちろん、「候補となっている見積もり数値の中で任意の」という意味である。

それでは、複数の見積もり候補を想定した経営者は、何によって(1)：見積もりができないとの判断、あるいは(2)：どれかの見積もり数値の選択を行うのであろうか。論理的に(1)、(2)どちらの選択肢もあり得るはずであり、どちらか一方を排除することはできない。

タイプBの未確定事項に反対する論者は、[図7]のうち、「経営者の会計処理の指針である会計基準を変更して、[図7]の[見積もり数値複数⇒任意の見積もり数値の選択]の経路を経営者に認めず、[見積もり数値複数⇒見積もりができない]の経路だけしか認めないようにすれば、タイプBの未確定事項を考える必要はない。」(※)という形で、筆者に反論すると思われる。しかし、結論から言うと、この批判は不適切である。

- ①：まず、会計基準の変更を通じて、経営者の会計処理を排除するという考え方を仮に受け入れるとしても、その排除対象が[図7]の「任意の見積もり数値の選択」だけになるのはなぜだろうか。即ち、[図7]の図式のうち、[見積もり数値複数⇒任意の見積もり数値の選択]の経路を残して、

もう一方、即ち「見積もり数値複数⇒見積もりができない」の経路を排除する方法もあるのだが、「見積もり数値複数⇒任意の見積もり数値の選択」の方だけを排除しようとするのはなぜだろうか。

- ②：また、そもそも論理的には、「見積もり数値複数⇒任意の見積もり数値の選択」の経路があり得るのに、「会計基準の変更」によって、その選択を排除しようとするのはなぜだろうか。皆を説得する論理（論証の帰結）を超越して会計基準を制定するというのだろうか⁹⁾。

3つ前の段落の※の批判は、以上①、②に答えていないという意味で欠陥がある。よって、タイプBの未確定事項に反対する理由として、この批判は不適切であることがわかる。

会計基準レベルで経営者の会計処理を1つに絞れないのであれば、「図7」のように経営者に2つの選択肢を認めるしかない。その場合、経営者が何によってその2つの選択肢を選ぶと考えるかであるが、財務諸表の作成は経営者が行うのだから、経営者のインセンティブ（誘因）によって、(1)：見積もりができない、(2)：任意の見積もり数値の選択、のいずれかを選択させればよい、というのが1つの考え方である。

例えば、金額的に重要な損失を被る可能性がある状況に直面した経営者が、引当金として計上される予想支出負担額（あるいは収入減少額）が株主等の利害関係者の期待に比べて少額であることを彼らにアピールしたい場合には、経営者は、上記(1)と(2)を比べて、(2)を選択することが考えられる。また、特定の

9) 論理体系に従うと、特定の経済主体（例えば、投資家や債権者）が不利益を被るので、必ずしも論理体系を優先できるとは限らない旨の批判がなされるかもしれない。しかし、論理体系を守った上で、なおかつ投資家や債権者をその不利益から保護する手段があるかもしれないのに、その道を探らないで論理体系を守れない旨だけ主張するのは、unfairであろう。

また、仮に論理体系に従わないことが社会的に受容されたとしよう。その時でも、なぜ「図7」の「見積もり数値複数⇒任意の見積もり数値の選択」だけが排除されるのかは明らかではない。論理の世界から離れても、「図7」の「見積もり数値複数⇒見積もりができない」の経路を排除し、「見積もり数値複数⇒任意の見積もり数値の選択」の経路を残す道が当然出てくるはずである。

予想支出負担額（あるいは収入減少額）を引当金として計上することが、株主等の行うキャッシュ・フローの評価を、その会社にとって不利になるように変更させてしまうと経営者が判断したら、経営者は(1)と(2)を比べて、(1)を選択することが考えられる¹⁰⁾。

10) 未確定事項は、タイプAでもBでも、ある事象の将来の結果が会社に不利な影響を与え、その結果次第でその会社が清算・解散等の「継続企業の前提不成立」（日本公認会計士協会（2002a）、18項も参照。）に至らせる可能性が、一定程度以上見込まれる状況を当然含んでいる。その場合の経営者行動を考える上で参考になるのは、例えば、以下の引用に出てくる「困窮状態にある会社 (troubled firms)」や、「破綻危機にある会社 (failing firms)」に見られる経営者のインセンティブの議論である。

DeAngelo et al. (1994,114)は、次のように記している。

「…困窮状態にある会社、即ち、利益を獲得できない状態が続いている (persistent earnings problems) 会社にとって、現在ある理論は、経営者の会計選択は、体系的に利益増加型になる、というものである。第1に、経営者は自分達の仕事を維持しようとして、そしてその会社の取締役会及び（あるいは）規制当局による介入をなくそうとして、報告利益を増加させるインセンティブを持っている…。さらに、困窮状態にある会社の一部を構成する、債務約定違反を起こしそうな会社の経営者は、約定違反のコストを回避する、あるいは繰延べるために、利益増加型の行動をとるインセンティブがある…。」

DeAngelo et al. (1994)のいう「会計選択」は、「利益増加型」という言い方から推察すると、それは「経営者が報告利益を変化させる方法」と捉えられ、これには、本文 [図7] に示されている「見積もりができない」あるいは「任意の見積もり数値の選択」も、当然含まれるはずである。DeAngelo et al. (1994)は、「利益を獲得できない状態が続いている」会社が、利益を増加させる会計選択を行う旨を示しているが、それは、上で例示されているような、経営者にとっての不利益の発生可能性が高いと評価されているからであろう。

一方、経営者にとっての不利益の発生可能性が高くはないと評価されている場合には、DeAngelo et al. (1994)の言う「利益を獲得できない状態が続いている」会社であっても、一般投資家からの出資や債権者からの借入を見込んで、本文で示したように、あえて「報告利益減少型」の方法を選択する、即ち、投資家や債権者の予想よりも低いと思われる支出負担額（あるいは収入減少額）を引当計上することが考えられる。

また、以下に示す Rosner (2003,368)に見られる図式についても、同様のことが言える。「破綻危機にある会社」が、「自分達の会社の困窮さが一時的であることを楽観的に期待して」というだけであれば、上の段落で述べたような、当期の利益減少を経営者が厭わないという選択肢もあるはずである。即ち、Rosner (2003)の想定する世界でも、経営者は「増加型の利益操作」を行うとは限らず、本文 [図7] の「見積もり数値複数⇒任意の見積もり数値の選択」の図式を採用

3-2 複数の見積もり数値に直面する監査人

— タイプA・Bの未確定事項の構造分析 —

3-1では、経営者にとって見積もり数値の候補が複数ある場合に、そのインセンティブによって経営者が任意の見積もり数値を選択する余地があることを指摘した。本稿では、監査人がその対応決定時点で将来事象の結果が判断できない場合を考えているが、その場合、経営者が直面しているのと同じ複数の見積もり数値がある状況に監査人が直面することは、当然あり得る¹¹⁾。

この時経営者には、3-1で述べたように2つの選択肢がある。1つは、見積もりができないとの判断であり、この時、経営者の「見積もりができない」との判断に監査人が同意していれば¹²⁾、当然この経営者の判断は、一般に認められた会計原則 (GAAP) に従った処理ということになる。これが、タイプAの未確定事項の構造であり、それに直面した場合の監査人の対応の骨子であ

する余地があると考えられる。

「破綻危機にある会社は、自分達の会社の困窮さが一時的であることを楽観的に期待して、悪化した財政状態をそれが改善するまで隠すために、増加型の利益操作 (income-increasing earnings management) に取り組むよう動機づけられる。…」

- 11) 経営者が複数の見積もり数値に直面している時に、そのインセンティブによって見積もり数値を1つに選択する余地を認めるなら、監査人が複数の見積もり数値に直面した場合でも、そのインセンティブ (例えば、「クライアントを喪失するリスク (Wilkerson (1987,161))」を回避するため、経営者が選択した見積もり数値が合理的だと決定するインセンティブ) によって、どれかを決定させれば、タイプBの未確定事項は考える必要がなくなる旨の批判がなされるかもしれない。

確かに、監査人がそのインセンティブによってどれかの見積もり数値を選択する可能性は、論理の上では排除できない。見積もり数値を監査人が1つに決定した場合は、3-3の議論に帰着する。

しかし、インセンティブの議論をするなら、経営者の場合と同様、監査人が複数の見積もり数値の候補の中からどれも選ばないというインセンティブもあるはずであり、この選択肢も、当然論理によって排除されない。「監査人が複数の見積もり数値に直面する」とはこのような状況を想定している。「監査人は、複数の見積もり数値の中から、どれかを選ばなければならない。」との規範的主張は、成立しないだろう。

- 12) 「同意」については、前稿脚注1 (159~160頁) で説明したので、そちらを参照頂きたい。

る。以上をまとめると、[図8]のパターンIのようになる。

そして、経営者にとってもう1つ考えられるのは、任意の見積もり数値のうちの一つを選ぶことである¹³⁾。議論の簡単化のため、見積もり数値の候補が2つ(e_1 と e_2)だったとし、今、経営者がこのうちの e_1 を選んだとしよう。この時、この見積もり数値 e_1 は監査上除外事項¹⁴⁾になるのだろうか。確かに、 e_2 を選んでない点に注目すれば、 e_1 は合理的ではない見積もりということになるが、監査人が直面する複数の合理的な見積もり数値のうち、経営者は、 e_1 は選んでいるのである。その意味で、選択された e_1 は状況に適合した合理的な見積もり数値であろう¹⁵⁾。そうであれば、この見積もり数値を監査上除外事項とすることはできないはずである。

それでは、他の財務諸表項目に除外事項がない状況で、監査人は無限定適正意見を表明できるのだろうか。 e_1 を経営者が選んでいる点に注目すれば、それが可能である。しかし、経営者は e_2 を選んでいないのである。その意味では、状況に従った合理的な見積もりとは言えない。この場合、無限定適正意見は表明できないことになる。

このように、経営者がある見積もり数値を選んだ場合に、監査人が「合理的な見積もり数値複数」の状況に直面していると、経営者が選択したその見積もり数値は、「合理的であるとも言えるし、合理的でないとも言える。」と監査人

13) (1): 「見積もりができない」との判断も、(2): 「どれかの見積もり数値を選ぶ」との判断も、どちらも行わないという経営者の選択は、利害関係者に対する会計報告を行う上では認められないであろうとの記述を前稿脚注5(165頁)では行った。そちらを参照頂きたい。

14) 本稿の「除外事項」は、前稿脚注4(164頁)に示されている「除外事項」である。そちらを参照頂きたい。

15) 経営者が、その直面する状況ごとに将来事象の結果を判断して見積もり数値を算定した場合、監査人の役割として、(1): 経営者が置いた将来事象の結果についての仮定そのものの適切性(仮定を置く際に用いられる情報の採用可能性を含む。)や、(2): 適切であることが確かめられた仮定のもとで計算された、見積もり数値の計算の正確性を確かめることが想定できる。こうした経営者・監査人の行為の中身を検討すると、「見積もりの監査」は、結局のところ経営者の算定した見積もり数値と、経営者が直面する状況との適合性を確かめていることがわかる。

に判断されるわけである。その意味で、経営者の見積もり数値が、監査人にとって正しいかどうか（合理的であるかどうか）が「わからない」ことになる¹⁶⁾。これがタイプBの未確定事項の構造であり、それに直面した場合の監査人の対応の骨子である。ここまでの記述は、[図8]のパターンIIにまとめてある。

以上は、経営者が複数の見積もり数値に直面する場合に、そのインセンティブによって1つの見積もり数値を選択する場面を想定したが、経営者が最初から合理的な1つの見積もり数値を決定し、その見積もり数値を選択していた場合で、なおかつ監査人が複数の見積もり数値に直面することがあり得る。監査人が独自に見積もり数値を算定しようとする場合には、経営者と監査人が同じ状況には直面しない可能性があるからである¹⁷⁾。

この場合、①：経営者の選択している見積もり数値が、監査人が監査の過程で算定した複数の見積もり数値（例えば e_1 , e_2 とする。）と、重要な金額的乖離がないという意味で一致しているか、それとも、②：重要な金額的乖離があるという意味で一致していないか、を区別する必要がある。①の場合は、議論は[図8]のパターンII、即ち、タイプBの未確定事項の監査人の対応の議論に帰着する。この場合、経営者の選択した見積もり数値が、インセンティブによって選ばれたものなのか、最初から1つの見積もり数値を合理的だと決定できていたのかは、監査人の対応決定上は関係ないであろう。監査人の対応は、経営者の見積もりプロセスではなく、見積もりプロセスの結果選択された数値に対して決まるものだからである。

一方、②の場合は、経営者の見積もり数値（例えば e_3 とする。）が、監査上除外事項になる。この場合、除外事項が財務諸表に与える金額的影響は把握で

16) 「経営者の見積もり数値が合理的であるかどうか分からない場合」は、本稿では「除外事項なし」ではなく、「除外事項があると言えるかどうか判断できない」と捉えている。

17) 日本公認会計士協会(1997), 16項, 日本公認会計士協会(2002b), 16項, AICPA(1988), 10, 12項, AICPA(2004, 473, 476)(国際監査基準(ISA) 540, 12.22項), IFAC(2004), 41~44項を参照頂きたい。

きない¹⁸⁾。以上の②について、[図8]のパターンⅢにまとめておく¹⁹⁾。

- 18) 日本公認会計士協会 (2002b), 18項には、次のように記されている。日本公認会計士協会 (1997), 18項にも、同様の記述が見られる。

「監査人は、経営者が用いた会計上の見積りの方法を検討した結果、合理的でないと判断した場合には独自の会計上の見積りを行う必要があるが、適切な情報が入手不可能な事態の発生により、独自の見積りを実施できない場合がある。この場合においては、財務諸表に与える影響を考慮して、監査報告書で除外事項を付した限定付適正意見を表明するか又は意見を表明しないことを検討する必要がある。」(傍線筆者)

監査人が、経営者の見積もりが「合理的でない」と判断したのなら、「適切な情報が入手不可能な事態により…」という事情如何にかかわらず、その経営者の見積もり項目は、「会計基準準拠性違反」の除外事項になるはずである。監査人独自の見積もりが実施できないことによって、虚偽表示の金額が確定せず、その結果財務諸表に与える虚偽表示の金額的影響も確定しない事態は生じるが、だからといって、会計基準準拠性違反が存在しなくなるわけではない。

上の引用は、一見タイプBの未確定事項を想定した議論を行い、見積もりの監査を行った結果の監査人の対応が意見不表明(意見拒否)になる旨示しているように見えるが、中身を検討すると、そのような結論は導けないことがわかる。むしろ、日本公認会計士協会(2002b)は、[図8]のパターンⅢを想定していると考えた方がよい。

- 19) 監査人が直面している複数の見積もり数値と、経営者が特定した見積もり数値が一致していない場合が、パターンⅢの本質である。この点に注目すると、経営者が1つではなく、複数の見積もり数値に直面し、なおかつ「見積もりができない」と判断している場合についても、同様のことが言える。

つまり、経営者の直面する複数の見積もり数値と、監査人の直面する複数の見積もり数値について、少なくとも1つの見積もり数値が一致していなければ、その一致していない見積もり数値が、理論上除外事項になる。ただし、以上の議論は、「見積もりができない」と判断した場合に、その複数の見積もり数値を財務諸表本体以外のどこかに経営者が記載していることが前提である。

[図8]

パターンⅠ (タイプAの未確定事項)

経営者の直面する状況	監査人の直面する状況
[見積もり数値複数] (※1) { e1 ⇒見積もれない e2	[見積もり数値複数] (※1) { e1 ⇒経営者の判断に同意 (除外事 項なし) e2

パターンⅡ (タイプBの未確定事項)

経営者の直面する状況	監査人の直面する状況
[見積もり数値複数] { e1 ⇒e1またはe2のいずれかを選 択 e2	[見積もり数値複数] { e1 ⇒経営者の選択が正しいかどう かが判断不能 e2
[見積もり数値1つ] { e1またはe2	[見積もり数値複数] { e1 ⇒経営者の選択が正しいかどう かが判断不能 e2

パターンⅢ

経営者の直面する状況	監査人の直面する状況
[見積もり数値1つ] { e3 (※2)	[見積もり数値複数] { e1 ⇒e3を除外事項とする e2

パターンⅣ

経営者の直面する状況	監査人の直面する状況
<p>[見積もり数値1つ]</p> <p>{ e1またはe2</p>	<p>[見積もり数値1つ]</p> <p>{ e1 ⇒除外事項になるかどうか、 監査人の対応を決める</p>
<p>[見積もり数値複数]</p> <p>{ e1 ⇒ e1またはe2のいずれかを選 択 e2</p>	<p>[見積もり数値1つ]</p> <p>{ e1 ⇒除外事項になるかどうか、 監査人の対応を決める</p>
<p>[見積もり数値複数]</p> <p>{ e1 ⇒見積もれない e2</p>	<p>[見積もり数値1つ]</p> <p>{ e1 ⇒e1が認識されていないこと が除外事項になる</p>

※1：e1, e2は、金額的に重要な見積もり数値を表す。簡単化のため、見積もり数値の候補が2つの場合を示す。2つ以上の見積もり数値の候補を考える場合でも、議論の本質は変わらない。また、議論の簡単化のため、「見積もり数値」に代えて「見積もり範囲」を問題にする時は、それが1つであっても、複数であっても、その見積もり範囲の中から経営者が1つの見積もり数値を選択する場合に注目している²⁰⁾。

※2：e3は、e1, e2と金額的に著しく異なる見積もり数値である。e2, e3の代わりに、一括して「e1以外」と表す記法も考えられるが、この記法に従うと、e2もe3も「e1以外」と表されてしまい、パターンⅢが、監査人が除外事項を付すケースではなくなり、パターンⅡと同じになってしまう。記法によってパターンⅢを排除するのは不適切であろう。

- 20) (1)：経営者が、考えられる全ての見積もり範囲について、見積もり数値を決定しない、即ち「見積もりができない」と判断する場合は、議論は[図8]中の[[見積もり数値複数]⇒見積れない]の図式に帰着する。(2)：問題は、少なくとも1つの見積もり範囲について、経営者のインセンティブにより見積もり範囲の中から1つの金額的に重要な見積もり数値を決定した場合である。この場合、見積もり数値を決定しなかったところの見積もり範囲については考慮対象から除き、見積もり数値を決定したところの見積もり範囲について、[図8]を当てはめればよい。(3)：もちろん全ての見積もり範囲から、経営者が金額的に重要な見積もり数値を決定した場合は、[図8]がそのまま当てはまる。

3-3 1つの見積もり数値に直面する監査人 — 除外事項の構造分析 —

3-2では、監査人が複数の見積もり数値に直面する場合を念頭に置いて、A・B両タイプの未確定事項の構造を示し、それに直面した監査人の対応の骨子を説明した。そして、監査人が直面する複数の見積もり数値と、経営者が選択した見積もり数値が一致していなければ、その見積もり数値が除外事項になる旨も示した。

それでは、もし監査人が監査手続の結果として、合理的な見積もり数値を1つに決定できた場合はどうなるのだろうか。次の3-4で紹介するタイプBの未確定事項に対する批判の中身や、3-5で紹介する林(2005,70)の中身を分析するための手段として、触れておく必要がある。

まず、経営者の会計上の対応を考えるにあたって、次の3つの場合を想定する必要がある。それは、(1):最初から、合理的な見積もり数値が1つに決定できている場合、(2):見積もり数値の候補が複数あり、経営者のインセンティブによって1つの見積もり数値を選択した場合、そして、(3):見積もり数値の候補が複数あり、「見積もりができない」と判断した場合、の3つである。

このうち(1)と(2)については、経営者の見積もり数値が1つに決まっているので、監査上問題になるのは、その見積もり数値に監査人が同意できるかどうかという点である。ということは、監査人の対応は、監査人が独自に算定した見積もり数値と経営者の見積もり数値の乖離の金額的重要性を考慮した上で、除外事項があるかどうかという点から決まることになる。

一方、2つ前の段落(3)の場合は、「見積もりができる状況にもかかわらず、経営者は財務諸表に見積もり数値を反映していない。」ことを意味している。この場合は、経営者の認識していない見積もり数値が監査上除外事項となる。

また、監査人にとっては、監査人が1つの見積もり範囲に直面している場合に、[1]:経営者の選択した1つの見積もり数値、もしくは、[2]:「見積もりができない」との経営者の判断が除外事項になる時、その除外事項の財務諸表に与える金額的影響が確定しない(パターンⅣの場合)という点を除いて、見積もり範囲に直面している場合でも、見積もり数値に直面している場合と同様に、[図8]の考え方がそのまま当てはまる。

以上の説明について、[図8]のパターンⅣを参照して頂きたい。

3-4 日下部(1958)、中西(1963)の再評価

3-4-1 日下部(1958)の再評価

3-3までで、タイプA・Bの未確定事項が生じるメカニズムと除外事項が生じるメカニズムを示した。その結果は、[図8]にまとめてある。次に問題になるのは、前節で紹介した日下部(1958,359)の記述である。前節で見た通り、この文献は、タイプBの未確定事項に言及していると考えられたのだが、それは、次のような批判に耐えられるのだろうか。その検討が、前節ではできなかったので、3-4-1で検討したい。まず、[図9]と[図10]を参照頂きたい。

[図9]

「経営者が、売上金額として見積価格を採用して財務諸表を作成する場合には、その見積価格が経営者にとって1つに絞れている状況である。そうだとすれば、監査範囲の制限がなければ、監査人は経営者の選んだ1つの見積もり数値が合理的かどうかを決定できるはずである。従って、日下部(1958)が主張するような、財務諸表全体の適正性について「意見差控」を選択する余地は一切ない。従って、この日下部(1958)の主張は、誤りである。」

[図10]

「仮に、日下部(1958)が言うように、将来に起こる事象の結果を待たなければならぬため、「基本的な重要項目および重要金額が未確定である」場合があり、監査人がそのような状況に直面していたとしよう。このような場合は、経営者が見積価格を用いて財務諸表を作成することがそもそも不適切であり、見積価格を用いて経営者が売上を認識していて、その売上金額が金額的に重要であれば、監査人は除外事項を付すべきである。従って、日下部(1958)が主張するような、財務諸表全体の適正性について「意見差控」を選択する余地は一切なく、日下部(1958)の主張は、誤りである。」

日下部(1958)の記述を「素直に読んだ」場合は、前節で紹介したような解釈により、日下部(1958)はタイプBの未確定事項に言及しているということになる。当の[図9]と[図10]の批判は、日下部(1958)の記述を「素直に読まない」批判ではあるが、それでは、立ち止まって考えてみると、日下部(1958)の想定している世界は、果たしてどのような世界なのだろうか。また、この[図9]や[図10]の批判が想定している世界は、どのような世界なのだろうか。この2つの批判に応えることによって、日下部(1958)を一層深く読み解くことができると思われる。

最初に、[図9]の批判について検討する。この批判は、見積価格が損益計算書上で1つに決まっていることに注目している。それでは、ここでの監査人は、(1): 3 - 2で議論した、複数の見積もり数値に直面していたのだろうか([図8]のパターンⅢ)。それとも、(2): 3 - 3で議論した、1つの見積もり数値に直面していたのだろうか([図8]のパターンⅣ)。

もし日下部(1958)が、監査人が1つの見積もり数値に直面している状況を想定しているのであれば、[図9]の批判は正しい。この場合には、[図8]のパターンⅣが示すように、経営者の見積もり数値に監査人が同意できるかどうか、即ち、除外事項があるかどうかだけが監査人の対応を決めるからである。正に、[図9]の批判が言うように、監査人は「経営者の選んだ1つの見積もり数値が合理的かどうかを決定できるはず」である。そうすると、監査人の対応が意見差控になる旨主張している日下部(1958)は、全く理解不能ということになる。

しかし、日下部(1958)は、[図8]のパターンⅣを本当に想定していたのだろうか。日下部(1958, 359)で問題になっていた「基本的な重要項目および重要金額」であるが、これは、軍需品買上価格について見積価格を採用する場合があることを受けた記述である。さらに、前節で述べたように、「基本的な重要項目および重要金額が未確定である」という記述から判断して、そこでの監査人は、将来事象の結果(最終的な政府の買上価格)が判断できないため、見積もり項目としての「重要項目」、及び見積もり金額としての「重要金額」

が複数ある状況に直面していたと考えられる。

そうだとすると、日下部（1958）は、[図8]のパターンⅣではなく、[図8]のパターンⅡもしくはⅢを想定していたことがわかる。もっとも、パターンⅢの世界、即ち、経営者の採用した見積もり数値が、監査人の直面している複数の見積もり数値の候補と一致していない場合には、監査人の対応は、経営者の見積もり数値を除外事項にすることになる。その意味では、[図9]の批判は正しい。

しかし、日下部（1958）が[図8]のパターンⅡを想定していたとしたらどうだろうか。この場合、経営者の見積もり数値—それが、(1):インセンティブによって決まったものであっても、(2):1つの合理的な見積もり数値を決定し、その数値を選択したものであっても、そこでの監査人は、その見積もり数値が「合理的かどうか分からない」わけである。日下部（1958）が、このような状況を想定していたのだとしたら、その主張は十分理解できる。

つまり、[図9]の批判と、日下部（1958）の議論は、そもそも想定する場面が違っていることが考えられるのである。その文献の想定する世界を尊重しないで批判を行うことは、研究上慎むべきことであろう。そうしないと、その文献の評価が正確に行えないからである。そうすると、[図9]の批判は、日下部（1958）が[図8]のパターンⅡを想定している点を無視した不適切な批判だということになる。

続いて、[図10]の批判を検討する。[図10]の批判は、(1):経営者が見積もり数値を認識していたこと、(2):監査人が複数の見積もり数値に直面していたと考えられること、さらに(3):そうした経営者の見積もり数値を除外事項にすべき、と主張していることから判断して、[図8]のパターンⅢを想定していることがわかる。もし、日下部（1958）がこの場合を想定して議論をしていたなら、「全般的意見を差控えるべき」との日下部（1958）の主張は、[図10]の批判通り、誤りだということになる。

しかし、上述の通り、日下部（1958）が想定しているのは、[図8]のパターンⅡの可能性がある。そうだとしたら、日下部（1958）の議論は間違いではな

く、むしろ、日下部（1958）の想定する場面を正確に理解していない〔図10〕の批判の方が不適切である。

日下部（1958）の議論に問題があるとすれば、それは〔図8〕のような、タイプA・Bの未確定事項、そして経営者の見積りに関して除外事項を付す場合のパターン分けをしないまま、議論を進めてしまった点であろう。そのため、〔図9〕や〔図10〕のような批判を許してしまうのである。本稿のタイプBの未確定事項の一般構造は、このような脆弱性を抱えていた日下部（1958）の問題を解決し、例示説明にしか見えないようにも思える同文献に対して、強固な理論的基盤を与えたわけである。

3-4-2 中西（1963）の再評価

次に、前稿で紹介した（177頁）中西（1963,206）についても、3-4-1で検討した日下部（1958）の議論と同様、〔図8〕の理論フレームワークを用いてその内容を評価する。中西（1963,206）は、次のように記している。

「(c) 監査対象の一部の適正性が、そのもつ偶発性のために、判断がつかない場合。

例えば、申告納税額に対して税務当局が満足しないで、多額の更正金額を賦課するおそれがあるので、被監査側が計上した納税引当金額は非常に少なすぎるようにも考えられるが、しかし、当局はそのまま承認することもあり得るので、その金額を適正とも不適正とも判断を下すことができないとき、など。このように、監査年度にすでに発生している広義の費用などであるが、その実現される金額が著しく大きくなり得る偶発性（contingencies）を強くもっている場合にみられる。発生した費用の見積による引当金額は、それが実現した際に多少の過不足がある。そのコントロールは、被監査側も監査人側も、もたないことが多い。しかし、その見積測定の基準が、大幅にせよ合理的にたてられる場合は、その限度内の金額であれば、その引当は適正であるとされうる。例えば、貸倒引当が、当期は3%から5%までと推定されれば、その域内ならば、いずれでも正当な理由があれば承認されうる。しかし、偶発性が強け

れば、合理的な基準があっても、適正性判断の上からは、規範力を失う。…」(傍線筆者)

まず、「発生した費用の見積による引当金額は、それが実現した際に多少の過不足がある」との記述から見て、中西(1963)は、引当金額と実際の実現額の乖離を問題にしていることがわかる。その金額的乖離も、引当金設定段階で考慮対象になり得るから、そうした乖離も見込んだ上で「合理的な見積もり範囲」を決めることはできる。中西(1963)でも、貸倒引当金を例にして、その範囲は「3%から5%まで」とされていた。

こうした見積もり範囲がどのように決まるかは、個々の事実の問題であるが、中西(1963)は、納税引当金についての言及を見ればわかるように、経営者が1つの見積もり数値を選択している状況を考えていることがわかる。そうすると、監査人の対応決定上問題になるのは、監査人が直面する見積もりの範囲である。

もし、監査人が評価したところの合理的な見積もり範囲が「1つ」であれば、その範囲の中に、経営者の選択した見積もり数値が入っているかどうか(要するに、経営者の見積もり数値に監査人が同意できるかどうか)が、監査人の対応を決めることになる。見積もり数値か、見積もり範囲かという違いはあるが、本質的には、議論は[図8]のパターンⅣに帰着するわけである。中西(1963)の、「その見積測定基準が、大幅にせよ合理的にたてられる場合は、その限度内の金額であれば、その引当は適正であるとされうる」との記述は、[図8]のパターンⅣを念頭に置いたものと考えられる。

しかし中西(1963)には、特定の財務諸表項目が除外事項になる旨の記述はない。あるのは、経営者の見積もり金額について、監査人が「適正とも不適正とも判断を下すことができない」との記述だけである。そうすると、この記述について、中西(1963)が[図8]のパターンⅣを想定していると解釈することはできず、監査人は複数の見積もり範囲に直面していたと解釈しなければならないことになる。もちろん、監査人が複数の見積もり範囲に直面する状況としてはパターンⅢも考えられるが、同じく監査人が除外事項について触れた記

述はないことを理由として、中西（1963）がパターンⅢを想定していると考えられることもできない。

それなら中西（1963）は、[図8]のパターンⅠ、即ち、タイプAの未確定事項を想定しているのか、というところではない。先に述べたように、中西（1963）は、明らかに経営者が貸借対照表上で見積り金額を計上している状況を想定している。

以上から、次のことがわかる。それは、中西（1963）が念頭に置いていたケースは、やはり、[図8]のパターンⅡ、つまりタイプBの未確定事項であったということである。前稿で既に、中西（1963）はタイプBの未確定事項を想定している旨を指摘したが（177～178頁）、[図8]のパターンⅡを見れば、その解釈の正しいことが確認されたわけである。

中西（1963）の議論に問題があるとすれば、それは、日下部（1958）同様、タイプA・Bの未確定事項、そして経営者の見積りに除外事項を付す場合の違いが操作的に説明できていない点である。筆者は、[図8]のパターンⅡという理論フレームを用意しているので、中西（1963）はタイプBの未確定事項を想定していると結論づけたのであるが、そのようなフレームを用意できていない読者は、中西（1963）に対して、次のような批判を行う可能性がある（[図11]を参照）。

[図11]

- ①：経営者が特定の見積り範囲から見積り数値を選択できている状況では、監査人はその見積り数値が合理的かどうかを判断できるはずであり、監査人がその見積り金額を「適正とも不適正とも判断を下すことができない」という事態は、あり得ない。従って、中西（1963）の主張は誤りである。
- ②：仮に監査人が、将来に起こる事象の結果（税務当局の決定等）が判断できない場合に直面していたとしよう。その場合は、経営者が特定の見積り範囲から見積り数値を選んだその見積り数値が、監査上の除外事項になるはずであり、監査人がその見積り金額を「適正とも不適正とも判断を下すことができない」という事態は、あり得ない。従って、中西（1963）の主張は誤りである。

すぐわかるように、この [図11] ①, ②の批判の中身は、先の [図9], [図10] の批判の中身と同じである。要するに、中西 (1963) の記述に見られる監査人の対応についての議論は誤りであり、監査人の対応は全て除外事項があるかどうかという点から決着がつくのではないか、という趣旨の批判である。しかし、中西 (1963) は [図8] のパターンⅡを想定しているのに、その想定を無視して①, ②の批判を行うのは不適切であろう。

中西 (1963) 及び日下部 (1958) は、タイプAの未確定事項について触れた文献と異なり、経営者が将来事象の結果の金額的影響を財務諸表に反映させている場合の監査人の対応について述べている貴重な文献である。本稿は、そこで述べられている一連の議論及びその結論に対して理論的に支持を与えるものである。この点が、本稿の貢献である。

3-5 林 (2005) の評価

3-4では、各文献を自ら作る理論フレームワークに収容し、その文献を評価した。以下では、このような筆者の一連の議論を、タイプBの未確定事項に否定的な林 (2005) に対して行う。

林 (2005,70) の脚注6は、次のように記している ([図12] を参照。)

[図12]

「未確定事項には、「経営者による合理的な見積りが不可能な事項」だけでなく、「将来に発生する事象の結果を財務諸表上で経営者は見積もっているが、その見積額が正しいかどうかを監査人に判断できない場合のその項目」を含むとする主張（坂柳 [2004]）もある。

しかし、会計上の見積りについては、(1)経営者による見積りは合理的であると監査人が判断する場合と、(2)経営者による見積りは合理的ではないと監査人が判断する場合しか想定されないと考える。経営者による会計上の見積りの合理性を監査人が判断できない場合、当該見積りは合理的ではない（合理的であるとは言えない）という結論になるであろう。経営者が将来事象の結果を見積もっている場合、その見積りの根拠となる情報が存在するはずである。監査人が当該資料・情報を検討した結果、監査人が到達する結論は、見積りが合理的である、または見積りは合理的ではない、のいずれかになる。監査人が合理性を判断できないのは、(1)合理性を判断するための情報が十分でないか、または(2)不確実性の程度が高く合理性を判断しようがない場合が想定できる。前者では、経営者が情報を隠していれば監査範囲の制限にあたり、不十分あるいは不適切な情報に基づいて見積りを行って見れば、見積値の修正または注記開示を勧告する。後者では、合理的な見積りができないものとして注記開示を勧告する。このような観点からは、未確定事項の属性としては、監査人が財務諸表への影響を合理的に見積もることができない、監査証拠の不存在が強調されることになる。」（傍線筆者）

まず、他者の議論と、どこが同じでどこが違うのかを明らかにしないまま、自説を主張しているように見える文献が多い中で、筆者のタイプBの未確定事項を正面から検討した林（2005）に敬意を表したい。

次に、[林（2005）と筆者]、あるいは[[図9]～[図11]の批判と筆者]という対立構造で、タイプBの未確定事項が成立するかどうかについて既に論争が生じているにもかかわらず、その成立如何について、「どっちでもいい。」旨を主張する者も考えられる。しかし、それは超越的な主張であり、かつ研究上何も生産しない無意味な主張であろう。論争にすぐに決着をつけられる論者は、そうした主張を決して行わないであろう。

実際の監査ルール上、タイプBの未確定事項を想定した規定を設けるのかどうか、あるいは既に設けられていると言えるのかどうかの理論分析は、監査人

が一体何を行う余地があるのか（どのような選択肢を選べるのか）という意味の行為指針の明確化のために必要であろう。また、監査人の行為指針がどう決まるかによって、財務諸表利用者が監査人の対応を通じて知ることができる、その会社の直面する状況が決まってくる。そうだとすると、監査ルールとの関係において、タイプBの未確定事項の成立如何を問う論争には十分意味があるし、これまで学界で見落とされてきた可能性のあるタイプBの未確定事項に関するそのような理論研究上の争いこそ、監査ルールの合理性を根本から問い直す上で必要不可欠であろう。

さて、当の林（2005）の中身だが、そこで言及されている坂柳 [2004]²¹⁾の「未確定事項」は、内容から見て、前稿の [図1] (161頁) 及び本稿の [図1] の「タイプBの未確定事項」と同じである。前稿及び本稿それぞれの [図1] には、※印がついているが、それは林（2005）が言及している坂柳 [2004] の未確定事項の補足的説明と考えておけばよい。

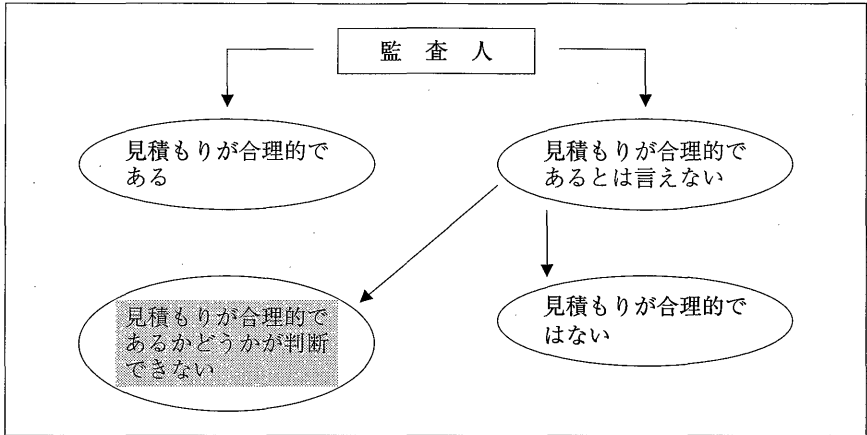
林（2005）は、「会計上の見積りについては、(1)経営者による見積りは合理的であると監査人が判断する場合と、(2)経営者による見積りは合理的ではないと監査人が判断する場合しか想定されないと考える。」と主張している。ここからわかるように、林（2005）は、経営者が見積りを行っていて、なおかつ監査人がその見積りが合理的であるかどうか判断できない場合を排除している。その意味で、林（2005）はタイプBの未確定事項に否定的である。

問題は、その排除理由である。林（2005）は続けて、「経営者による会計上の見積りの合理性を監査人が判断できない場合、当該見積りは合理的ではない（合理的であるとは言えない）という結論になる」と主張する。しかし、「見積りの合理性を監査人が判断できない」ことが、なぜ「当該見積りが合理的ではない」ことにつながるのだろうか。見積りが「合理的であるとは言えない」は、「合理的であるかどうか判断できない」ことを含むが、それが直ちに「合

21) 林（2005）で言及されている坂柳 [2004] とは、[引用文献] 中の坂柳（2004）のことである。

理的ではない」ことは意味しない（[図13]を参照。）との反論が、筆者や読者からなされるであろう。そうした反論に対するコメントは、林（2005）ではなされていない。

[図13]



同様に、林（2005）は、「監査人が当該資料・情報を検討した結果、監査人が到達する結論は、見積りが合理的である、または見積りは合理的ではない、のいずれかになる。」と主張するだけで、その理由を示していない。このような、「見積もりの合理性判断不能⇒見積もり不合理」の説明しかなされていないのは、[図8]のパターンⅡ、即ち、監査人が複数の見積もり数値に直面していて、経営者がその見積もり数値のうちのどれかを選択している場合が想定されていないから、というのが1つの説明である。

別に、林（2005）の主張が全面的に誤りなわけではない。[図8]のパターンⅣの場合、監査人の対応は、経営者の見積もり数値を除外事項にするかどうかによって決まる。従って、①：経営者の見積もりが合理的であると監査人が判断する場合、そして②：それが合理的ではないと監査人が判断する場合を考えている林（2005）が、[図8]のパターンⅣを想定しているのだとすれば、

その主張は十分理解できる。

また、「不確実性の程度が高く合理性を判断しようがない場合」に「監査人が合理性を判断できない」との記述、そしてその場合に、「合理的な見積りができないものとして注記開示を勧告する」との記述から見ると、林(2005)は、監査人が複数の見積もり数値に直面している状況も考えていることがわかる。経営者がこの時何らかの見積もり数値を選択していれば、[図8]のパターンⅢの場合には、この経営者の見積もり数値を除外事項にすることになるのだが、そのことについて明示的に触れた記述はないため、林(2005)は[図8]のパターンⅠ、即ち、タイプAの未確定事項を想定していることがわかる。

[図12]に示した林(2005)の主張と、[図8]のパターンで共通しているのは、以上のパターンⅣとⅠだけである。[図8]のパターンⅡへの言及はないし、パターンⅢについての記述も明示的には見られない。そのため、パターンⅢ、即ち監査人が直面する複数の見積もり数値と経営者の選択した見積もり数値が一致しない場合が、監査上除外事項になることを指摘できていないのである。除外事項の有無が監査人の対応を決める議論としても、林(2005)は不十分であることがわかる。

ここまでの説明を踏まえて、林(2005)から、あるいは読者から、「[図8]のパターンⅡを想定しない状況では、タイプBの未確定事項が排除されるのは間違いない。その限りでは、林(2005)は誤りではない。」といった反論がなされるかもしれない。しかし、パターンⅡを最初から想定していないのなら、タイプBの未確定事項を排除できて当たり前であり、上記反論には全く意味がない。問題は、なぜ林(2005)は、議論上[図8]のパターンⅡを想定しないで許されるのか、という点なのである。想定すべき状況を想定しないで、タイプBの未確定事項がない旨を主張するのは不適切であるし、林(2005)が抱えている「検討不足」の点は、研究上「問題のあること」であろう²²⁾。

22) 例えば、「私は、タイプBの未確定事項はないと思う。」旨の主張や、「今までは、タイプAの未確定事項を「未確定事項」と考えてきた。」旨の主張は、[図8]のパターンⅠ、Ⅲ、Ⅳのいずれかである。これらは、筆者がタイプBの未確定事項

「監査人が複数の見積もり数値に直面する状況を考えることが非合理的である。」(※) 旨の批判がなされるかもしれないが、タイプAの未確定事項は、監査人が複数の見積もり数値に直面する状況から生じたはずである（[図6]を参照）。そうだとすれば、パターンⅡやパターンⅢに対してだけ※を主張するのは、unfairであろう。(1)：パターンⅡやパターンⅢに見られるように、監査人が複数の見積もり数値に直面する状況や、(2)：パターンⅡに見られるように、監査人が複数の見積もり数値に直面した場合に、経営者の選択した特定の見積もり数値が、監査人の直面する複数の見積もり数値と一致する状況が、論理展開の上で排除できない以上、この(1)と(2)を無視して議論することはできないはずである。

林(2005)の議論と、ここまでの筆者の議論のどちらを正当とするかは、最終的には読者の判断である。

- ①：林(2005)の想定するパターン(ⅠとⅣ)は、[図8]で網羅されている。
- ②：一方、林(2005)で想定していない状況を、筆者は[図8]で想定している(パターンⅡとパターンⅢ)。
- ③：林(2005)は、パターンⅡを想定しないでよい明確な理由を示していない。
- ④：林(2005)は、論理展開上想定すべき状況を網羅しないまま、タイプBの未確定事項を排除する旨主張している。

こうした状況で、筆者の議論ではなく、なおも林(2005)の議論を受け入れるとしたら、それは一体なぜだろうか。筆者の議論の中身に問題があれば、読者にご教示頂きたい。

4. タイプBの未確定事項の確立

本稿は、タイプBの未確定事項の一般構造を明らかにした。前稿及び本稿2

として想定している状況と異なるのである。筆者と異なる状況を想定して、タイプBの未確定事項がない旨を主張するのは、林(2005)同様不適切である。

節までの議論は、タイプBの未確定事項を想起させるような文献や監査報告書の事例を紹介し、「タイプBの未確定事項」という概念を抽出する作業であった。この作業だけでも、十分読者の支持が得られる可能性はあるのだが、それだけでは納得しない読者がいる可能性がある。このため、本稿ではタイプBの未確定事項が生じるメカニズムの解明を試みた。タイプAの未確定事項及び除外事項に直面する場合との対比で構築されるタイプBの未確定事項の構造は、前稿や未確定事項について触れた多くの文献でも、明らかになっていない。

そこで本稿では、前稿で紹介できなかった文献（日下部（1958））と事例（Diversified社のケース）を2節で挙げた後、3節でタイプBの未確定事項の構造解明に取り組んだ。3-1では、経営者にとって、合理的な見積もり数値の候補が複数ある場合を想定する必要がある旨を示し、3-2では、監査人にとって見積もり数値の候補が複数ある場合を念頭に置いて、タイプA・Bの未確定事項の構造を明らかにした。その結果は、[図8]のパターンIとIIにまとめてある。

タイプBの未確定事項は、経営者が選択したある見積もり数値が、監査人の直面する複数の見積もり数値のうちの1つであった状況から生じる。また、タイプAの未確定事項は、経営者も監査人も、将来事象の結果についての見積もり数値の候補が複数ある場合に生じ、経営者はその複数の見積もり数値からどの見積もり数値も選択しない状況から生じる。

また3-2では、経営者が選択した1つの見積もり数値が、監査人が直面する複数の見積もり数値のどれとも一致しない場合に、経営者の選択した見積もり数値が除外事項になる旨も示した。[図8]のパターンIIIを参照頂きたい。

3-3では、タイプA・Bの未確定事項との対比で、除外事項の構造も示した。その結果は、[図8]のパターンIVにまとめてある。この作業を通じて、3-2までで明らかにしたタイプA・Bの未確定事項の構造がより鮮明になったと期待される。そして、[図8]のパターンIIIとパターンIVは、2節で紹介した日下部（1958）や前稿で紹介した中西（1962）に対して提起される可能性のある批判（[図9]～[図11]の批判）が想定していた状況であった。3-

4-1と3-4-2では、これらの批判が、日下部(1958)や中西(1962)が想定しているパターンⅡを尊重しないまま、タイプBの未確定事項を否定する不適切なものである旨、指摘した。本稿で構築したタイプBの未確定事項の理論構造は、今後も提起される可能性のある[図9]～[図11]のような批判を一掃できる強靱さを備えているように思われる。

3-5では、同様にタイプBの未確定事項を排除する林(2005)の議論を検討した。林(2005)が想定していたのは、本稿[図8]のパターンⅠとⅣのみであった。パターンⅡは最初から検討されていなかったのである。論理展開で排除できないこのパターンⅡを想定しない林(2005)には、問題があると言わざるを得ないだろう。

本稿は、従来あまり注目されてこなかったタイプBの未確定事項の一般構造を説明した。それによって、筆者の議論が結局のところ日下部(1958)や中西(1962)の議論のレベルを超えていない(オリジナリティがない)、との批判を抑えることができるであろう。本稿は、[図8]の形で、タイプAの未確定事項と除外事項との対比を意識した一例示説明に終始しているように見える両文献が果たせなかったところのタイプBの未確定事項の構造的精緻化に貢献したと考えられるのである。また、タイプBの未確定事項の構造を確立することによって、両文献に限らず、これまで未確定事項について触れた文献や、日本を始めとする様々な監査ルールのどこが正しくて、どこが間違いなのかを探る視点が一層鮮明になるであろう。以上が、本稿が監査論研究に与える貢献である。

本稿では、タイプA・Bの未確定事項の構造を示し、監査人の対応の要点についても[図8]で示したのだが、タイプA・Bの未確定事項に直面した監査人の対応問題に本格的に取り組むことができなかった。よって、この点は次稿以降の課題になる。

筆者の未確定事項プロジェクトは、まだ登山口である。

[引用文献]

AICPA (1974), American Institute of Certified Public Accountants (AICPA), Statement on Auditing Standards (SAS) No.2, *Reports on Audited Financial Statements*, October 1974.

AICPA (1988), AICPA, SAS No.57, *Auditing Accounting Estimates*, April 1988.

AICPA (2004), AICPA, *INTERNATIONAL STANDARDS ON AUDITING 540, AUDIT OF ACCOUNTING ESTIMATES* in AICPA Professional Standards, Vol.4, 2004.

DeAngelo et al. (1994), DeAngelo, Harry, Linda DeAngelo and Douglas J. Skinner, "Accounting Choice in Troubled Companies," *Journal of Accounting and Economics*, Vol.17 No.1/2, January 1994.

IFAC (2004), International Federation of Accountants (IFAC), Proposed International Standard on Auditing 540 (Exposure Draft), *Auditing Accounting Estimates and Related Disclosures (Other than Those Involving Fair Value Measurements and Disclosures)*, December 2004.

Rosner (2003), Rosner, Rebecca L., "Earnings Manipulation in Failing Firms," *Contemporary Accounting Research*, Vol.20 No.2, Summer 2003.

Wilkerson (1987), Wilkerson, Jack E., Jr., "Selecting Experimental and Comparison Samples for Use in Studies of Auditor Reporting Decisions," *Journal of Accounting Research*, Vol.25 No.1, Spring 1987.

坂柳 (2004), 坂柳 明, 「未確定事項に直面した監査人の対応—2つの未確定事項を識別して—」(日本会計研究学会北海道部会第65回大会(北海道情報大学にて開催)研究報告会による研究報告の当日配布レジュメ), 2004年5月22日。

坂柳 (2005), 坂柳 明, 「2つのタイプの未確定事項」, 『商学討究』(小樽商科大学), 第56巻第1号, 2005年7月。

日下部 (1958), 日下部興市, 『財務諸表監査』, 日本評論新社, 1958年。

中西 (1963), 中西 旭, 『監査原論』, 日新出版, 1963年。

日本公認会計士協会 (1997), 日本公認会計士協会, 「会計上の見積りの監査」, 監査基準委員会報告書第13号(中間報告), 1997年7月23日。

日本公認会計士協会 (2002a), 日本公認会計士協会, 「継続企業の前提に関する監査人の検討」, 監査基準委員会報告書第22号(中間報告), 2002年7月29日。

日本公認会計士協会 (2002b), 日本公認会計士協会, 「「監査基準委員会報告書第13号(中間報告)「会計上の見積りの監査」の改正について」, 2002年9月3日。

林 (2005), 林 隆敏, 『継続企業監査論—ゴーイング・コンサーン問題の研究—』, 中央経済社, 2005年。